

HRC 広島リース株式会社
本 社 〒731-1142 広島市安佐北区安佐町飯室6362-2
TEL (082) 837-1230(代) FAX (082) 837-0055

Copyright©2011 ITO CO.,LTD.All Rights Reserved

2012.3.12 改定

お客様各位

不慮の事故に備えて
安心して
ご利用頂くために

ワイド補償制度

の

ご案内



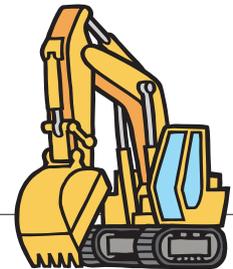
広島リース株式会社



万一、事故が発生した時は・・・

- 1 まず負傷者の救護を行うことが最優先です。
- 2 事故が続発しないよう車両を安全な場所へ移動して下さい。
物損の場合でも同様に損害が拡大しないように応急措置行って下さい。
- 3 事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。
車両・機械などの盗難事故は、必ず警察へ「盗難事故」として届け出をして下さい。
- 4 当社(広島リース)へ事故及び事故処理の状況を速やかにご連絡下さい。

補償項目	対象	補償金額	免責額	補償料	その他特記事項
動産補償	<自走式建設機械> (ナンバーなし) 油圧ショベル ローラ クローラーダンプ ブルドーザ等 ガラバゴス・リフォレ <その他用品>	1事故 時価額限度の 実損額	10万円	400円 ~ 2,000円	*損害額が100万円を超えた事故は、損害額の20%が自己負担となります。 (一部機種 30%) *盗難事故は損害額の20%(キー付盗難50%)が自己負担となります。 *解体工事の機械本体の損害や無理、乱暴、目的外使用等が原因による事故は40%~60%の自己負担になります。 *水害(融雪、土砂崩れ等)事故についての補償は担保されますが免責金は1事故20万円になります。 *事故報告が遅延しますと、補償金をお支払い出来ない場合がございます。 *補償料は、別途消費税を加算してご請求させていただきます。 *休車補償はこのワイド補償には含まれません。 *無資格者の操作による事故については、補償金はお支払い出来ません。 *貸出期間中は、稼働・休車に拘わらず、補償料は全てご請求させていただきます。 *一機械に複数箇所の損傷が発生している場合、事故回数毎に免責金(自己負担金)がかかります。
	発電機、コンプレッサー パイプロプレート プレーカー、バケット ランマー、仮設ハウス 仮設トイレ等	1事故 時価額限度の 実損額	3万円	100円 ~ 600円	
賠償補償	<自走式建設機械> (ナンバーなし) 油圧ショベル ローラ クローラーダンプ ブルドーザ等 <その他用品>	1事故 対人賠償 1億円 (1名5,000万円)	1事故 3万円	動産補償料に 含む	
	ランマー、仮設ハウス 仮設トイレ等	1事故 対物賠償 1,000万円			



☆ダンプトラック、トラック式高所作業車、陸運局登録車両等ナンバー付の補償内容については弊社営業担当窓口にお問合せ下さい。

下記免責事項、免責規定に該当する場合は、補償金のお支払いは、出来ません!

■ 共通免責事項

- (1) 日常的始業点検を怠った使用により発生した事故(作動油、オイル、冷却水、安全装置のチェック洩れ等)
- (2) 事故を起こした加害者と死傷した被害者が、同じ勤務社内(下請けを含む)の場合。(→労災扱い)
- (3) 事故を起こした人及び会社の管理下にある財物が被害にあった場合。
- (4) 故意、詐欺、重大な過失によるもの及び本来の使用以外によるもの。
- (5) 故障損害、自然摩耗消耗、金属疲労、機械的事故、電気的事故等。
- (6) 地震、噴火、津波による事故。
- (7) その他当社契約の損害保険会社が、対象外と認定した事故。

■ 免責規定

● 動産補償(レンタルアイテム自体の損害)

(1) 免責(補償対象外)

■ 当社は、次の掲げる損害に対しては補償金の支払いは致しません。

- ① 故意または重大な過失に起因する損害
- ② 貸出機械の目的外使用並びに無理・乱暴な使用に起因する損害
- ③ 運転資格の無い者に起因する損害 *引受保険会社への「事故報告書」には運転資格者の免許証のコピーを貼付して提出します
- ④ 補償目的物に加工を施した部位の損害
- ⑤ 補償目的物の点検・修理・清掃等の作業中の損害
- ⑥ 消耗・サビ・かび・変質・変色・かし・その他類似の事由による損害
- ⑦ 故障による損害
- ⑧ 予め損害予測の高い現場(トンネル・地下工事・船上作業・その類)での損害
- ⑨ 詐欺・横領・置き忘れ・紛失に起因する損害
- ⑩ 差押え・収用・没収・破壊・公権力の行使に起因する損害
- ⑪ 地震・噴火・津波に起因する損害
- ⑫ 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料による損害
- ⑬ 補償料の領収のない顧客における損害





(2) 免責(補償対象外)

■ 当社は、次の掲げる損害に対しては補償金の支払いは致しません。

- ① 補償目的の事故に伴う代車・休車等の間接被害
- ② 電氣的事故、機械的事故に起因する損害

(3) 免責(補償対象外)

■ 当社は、補償目的のうち、次の部分の単独損害に対しては補償金の支払いは致しません。

- ① ドロップハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、ディーゼルハンマ、パイルドライバー、ブレード、ライン、ドリルバケット、ケーシングチューブ等準じた部品
- ② 刃、つめ、フォーク等準じた部品
- ③ ベルト類、ワイヤロープ、チェーン類、ゴムタイヤ、ゴムキャタ、キャタピラ類、コンクリート部、ガラス、管球類等準じた部品
- ④ 工具類、潤滑油、触媒等の運転用資材
- ⑤ 接地部品

● 対人・対物賠償補償(自走式機械賠償補償)

(1) 免責(補償対象外)

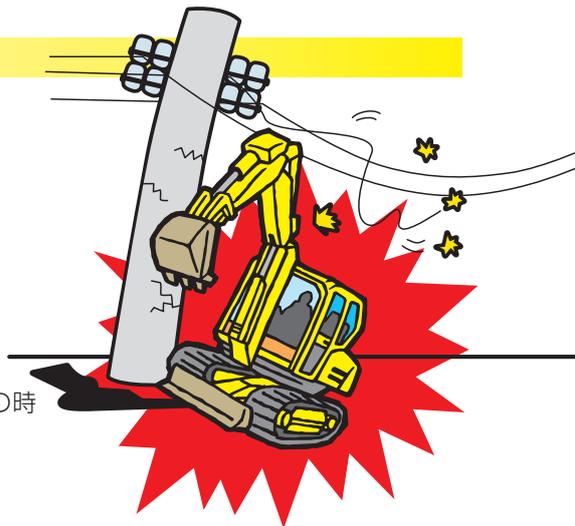
■ 当社は、次の掲げる損害に対しては補償金の支払いは致しません。

- ① 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料によって生じる損害
- ② 被保険者の故意によって生じる損害
- ③ 地震・噴火・津波・洪水等の天災によって生じる損害
- ④ 補償料の領収のない顧客の起こした損害

(2) 免責(補償対象外)

■ 当社は、次の掲げる損害に対しては補償金の支払いは致しません。

- ① 被保険者または事故当事者と死傷した被害者が同じ勤務社内(下請け人を含む)の時
- ② 被保険者または事故当事者の管理下にある財物が被害にあった時
- ③ 対人事故において警察に未届けの時
- ④ 公道走行中の事故の時
- ⑤ 振動による事故及び土地・地盤・地下水に関する事故の発生の時
- ⑥ 騒音・ほこり・排気・排水による事故発生の時
- ⑦ 第三者(被害者)の財物の使用不能損害に基づく間接損害が発生した時
(但し、第三者財物が車両の場合の代車・休車は、補償対象とすることが出来ます)



追記

上記以外の場合、引受保険会社との保険約款並びに特約書の規定を準用します。

■ ご注意

- ① お客様(元請、下請けを含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木・建設工事保険等)が付保されている場合は、現場の保険を優先して頂きます。
- ② 事故報告が遅延しますと、補償金のお支払いが出来ない場合がございます。

<参考資料>

主な運転資格一覧表

機械区分	区分内訳	資格区分	公道での運転資格
油圧ショベル	機体質量3トン未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	
同上 アームクレーン	最大吊上げ荷重0.5トン以上1トン未満	小型移動式クレーン	
同上 ブレーカ付	機体質量3トン未満	車両系建設機械(解体用)	
ホイールローダ	機体質量3トン未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	小型特殊及び大型特殊免許
ブルドーザ	機体質量3トン未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	
クローラダンプ タイヤキャリア	最大積載量1トン未満	不整地運搬車	小型特殊及び大型特殊免許
クローラクレーン	最大吊上げ荷重0.5トン以上1トン未満	小型移動式クレーン	
高所作業車	作業床高2m以上10m未満	高所作業車	普通及び中型免許
フォークリフト	最大荷重1トン未満	フォークリフト	小型特殊及び大型特殊免許
ショベルローダ	最大荷重1トン未満	ショベルローダ等	小型特殊及び大型特殊免許

